

秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例

秋田県森林学習交流館条例(平成七年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第四条第一項中「会議室」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会議室

二 宿泊室

第四条第二項を削る。

第五条の見出し中「許可」を「行為の許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「この条例の規定による」を「行為若しくは使用の」に改め、「又は」の下に「行為若しくは」を加え、「期間を定めて使用を」を削り、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 不正な行為により行為又は使用の許可を受けたとき。

二 行為又は使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

第六条第一項中「会議室」を「第四条各号に掲げる施設(以下「会議室等」という。)」に改め、同条第三項中「会議室」を「会議室等」に改める。

第八条中「会議室」を「会議室等」に改める。

第九条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第九条 学習交流館の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第十条を第十六条とし、第九条の次に次の六条を加える。

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 森林及び林業に関する学習に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、学習交流館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により学習交流館の管理を指定管理者に行わせる場合における会議室等の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、こ

これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条の見出し中「行為」とあり、同条中「行為若しくは使用」とあり、並びに同条第一号及び第二号中「行為又は使用」とあるのは「使用」とする。

(管理の基準)

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って学習交流館の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十二条 第九条の規定により学習交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、会議室等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第六条から第八条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十三条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第十条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を学習交流館において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第十四条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十五条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により会議室等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。別表中「第六条」の下に、「第十三条」を加え、同表に次の一号を加える。

三 宿泊室

区	分		使	用	料	の	額 (二室一泊につき)
	二人用	一人用					
宿泊室 A							六、五〇〇円
宿泊室 B							一一、〇〇〇円
宿泊室 C							一二、五〇〇円
宿泊室 D							一六、〇〇〇円

備考 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

- 一 宿泊室 A 洋室で床面積が二十三平方メートルのものをいう。
- 二 宿泊室 B 洋室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。
- 三 宿泊室 C 洋室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。
- 四 宿泊室 D 和室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県森林学習交流館条例第十三条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県条例第九十六号

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例

秋田県空港管理条例(昭和五十六年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺 田 典 城

第二条第一項中「午前七時三十分」を「午前七時」に改める。
別表第三中「午前六時四十五分」を「午前六時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九十七号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立横手工業高等学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に秋田県立横手工業高等学校定時制の課程(以下「横手工業高等学校」という。)に在学する者は、平成十八年四月一日に秋田県立横手高等学校定時制の課程(以下「横手高等学校」という。)に転学させるものとする。

3 前項の規定により横手高等学校に転学させた者については、横手工業高等学校における在学年数は、横手高等学校における在学年数とみなし、横手工業高等学校において履修した課程は、横手高等学校において履修したものとみなす。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九十八号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「第五十九条の二第五項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九条第五項」に改め、同項第二号中「第五十九条の二第九項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九条第九項」に改め、同項第三号中「第五十九条の二第十項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九条第十項」に改める。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「許可、認定、検定、試験、講習、審査及び登録に係るものについては申請又は出願」を「申請、出願又は申出」に改め、「、その他の事務に係るものについては当該事務を処理したとき」を削り、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条の見出しを「(自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料)」に改め、同条第二項第三号中「及び法」を「及び」に、「含む。)、」を「含む。)、」に改め、同項第四号中「含む。)」及び「法」を「含む。)、」に改め、同条第三項中「手数料は、証明書については交付又は再交付の申請があったとき、保管場所標章については」を「前項第三号又は第四号の手料は、保管場所標章の」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条第一項中「の各号」を削り、同項第五号中「又は法」を「又は」に改め、「の更新」の下に「の申請」を加え、同項第十二号中「掲げる講習」の下に「の受講」を加え、同項第十三号中「同項第十三号」を「第十三号」に改め、「講習」の下に「の受講」を加え、同条を第十三条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第二項第二号」に改め、「の各号」の下に「のいずれか」を加え、同条を第十二条とし、同条の前の見出しとして「(道路交通法関係手数料)」を付する。

第九条の見出しを削り、同条第一項中「警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下この条において「法」という。)」を「法」に改め、同条第二項中「とおり」を「表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」に改め、同項の表中「額」の下に「六の項を除き、」を加え、同表二の項中「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同表三の項中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同表四の項中「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同表五の項を削り、同表六の項中「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「の申請」を削り、同項を同表五の項とし、同表七の項中「第十一条の三第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に、「三万七千円」を「講習一時間につき千二百円」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項中「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同項を同表七の項とし、同表九の項中「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同項を同表八の項とし、同項の次に次の一項を加える。

九 法第二十二條第八項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習の受講

五千円

第九條第二項の表十の項中「第十一條の六第二項」を「第四十二條第二項」に改め、「の申請」を削り、同表十一の項中「第十一條の六第二項第一号」を「第四十二條第二項第一号」に改め、同表十二の項中「第十一條の六第三項」を「第四十二條第三項」に、「第十一條の三第四項」を「第二十二條第五項」に、「二千百円」を「二千円」に改め、同表十三の項中「第十一條の六第三項」を「第四十二條第三項」に、「第十一條の三第五項」を「第二十二條第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同條を第十條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十一條 県は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五條の規定による審査を受けようとする者から、一件につき四千七百円の手数料を徴収する。

第八條の次に次の見出し及び一條を加える。

（警備業法関係手数料）

第九條 県は、警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下この條及び次條において「法」という。）の規定により警備員の知識及び能力に関する檢定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区 分	手 数 料 の 額（一件につき）
一 法第二十三條第一項の規定による警備員の知識及び能力に関する檢定の申請	イ 法第二條第一項第一号又は第三号に掲げる警備業務に係る檢定の申請 一万六千円 ロ 法第二條第一項第二号に掲げる警備業務に係る檢定の申請 一万三千円（当該檢定が国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われる場合には、一万四千円）
二 法第二十三條第四項の規定による合格証明書の交付	一万円
三 法第二十三條第五項において準用する法第二十二條第五項の規定による合格証明書の書換え	二千二百円
四 法第二十三條第五項において準用する法第二十二條第六項の規定による合格証明書の再交付	二千円

附 則

- 1 この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定及び次項の規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号。同項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 一部改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる一部改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十六条第二項において準用する同法第五十九条の二第五項の規定による運搬証明書の交付、同法第六十条第二項において準用する同法第五十九条の二第九項の規定による運搬証明書の書換え及び同法第六十六条第二項において準用する同法第五十九条の二第十項の規定による運搬証明書の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (082) 8766 FAX (083) 0005
 E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄